

第 4 7 号 議 案

平成30年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 567,488千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		52,702 ^{千円}	35,119 ^{千円}	87,821 ^{千円}
	1 繰越金	52,702	35,119	87,821
3 諸収入		313,451	19,460	332,911
	1 預金利子	10	△10	0
	2 貸付金元利収入	313,440	19,470	332,910
歳入	合 計	512,909	54,579	567,488

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費		512,909 ^{千円}	54,579 ^{千円}	567,488 ^{千円}
	1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費	512,909	54,579	567,488
歳 出	合 計	512,909	54,579	567,488